

令和5年度防災啓発業務委託仕様書

1 業務の目的

県民の防災意識を向上させ、災害への備えを充実させることを目的とする。

啓発の効果を高めるため、出水期や、東日本大震災が発生した時期など、季節や時期に応じて風水害の備えや、大規模地震、津波への備えについて取り扱う。

特に令和4年台風第14号では停電や断水などが発生し、日常生活に支障があった方も多く、その経験を風化させないことが必要である。そのため、備蓄の大事さ、電気や水が使用できない状況での生活をイメージできるような啓発を実施する。

また、宮崎県だけでなく、多くの防災関係機関の協力を得て啓発を実施することにより、啓発の相乗効果を生み出す。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 委託業務の内容

委託業務の時期、啓発事項、内容は次のとおり。

	時期及び啓発事項	内容
(1)	宮崎県防災の日フェア 5月の第4日曜日は宮崎県防災対策推進条例で定められた「宮崎県防災の日」であり、この時期を中心に県民に対し、「自助・共助」を推進する啓発を実施する。	防災の日フェア（イオンモール宮崎）の企画、運営、広報 ※県が別途契約するイベント企画業者と調整し、企画・運営・広報を実施する。
(2)	宮崎県防災の日関連イベント 宮崎県防災の日の前後に、親子で防災を楽しみながら学ぶことができるイベントを実施し、防災への興味関心を惹く。 特に、出水期前であることから、風水害に備えるイベントの開催を積極的に検討する。	親子で楽しみながら防災への興味関心を惹くイベントの企画・運営・広報 ※別紙一覧を参照。
(3)	防災週間（9月1日（木）防災の日の前後一週間） 防災週間（8月30日～9月5日）は台風シーズン前であるため、特に風水害の備えについて県民の意識啓発を実施し、避難情報の周知、避難のタイミング、早期避難、備蓄の推進などを中心とした啓発を実施する。 令和4年台風第14号は各地で大きな被害があり、備蓄（水や電気）で課題があったため、より自助努力による備えが必要であることを啓発する。 台風シーズンであり、イベントの開催が難しくなることが予想されるため、これまで県で作成した動画やポスター、パネルなど既存の啓発グッズの周知を行う。	ア 既存の啓発ポスター、啓発動画を活用した広報 イ 断水や、停電時に対応するための自助努力の啓発 ウ 防災アクションキャンペーンなど、県民が参加できるもの

(4)	<p>みやざきシェイクアウト訓練 (津波防災の日 11月5日(土)の前後1か月)</p> <p>地震のから身を守る基本の安全確保行動「まず低く」「頭を守り」「動かない」について啓発する。 また、避難場所の確認、非常持出品・備蓄品の確認等「プラスワン」の行動と併せて津波避難についても啓発する。</p>	<p>ア 地震から身を守る基本の安全確保行動の周知・啓発</p> <p>イ 津波防災の日(世界津波の日)にあわせて、津波のおそろしさ、命を守る手段について啓発 津波の速さ、高さ、強さがイメージできる啓発</p>
(5)	<p>減災行動集中啓発事業</p> <p>南海トラフ地震等の大規模災害への備えについて、「耐震化(家具の固定含む)」、「早期避難」、「備蓄」の減災行動を中心に啓発し、県民の防災意識を高める。また、大規模災害時の共助の重要性について啓発する。</p>	<p>ア 災害を具体的にイメージできる企画(災害疑似体験、ワークショップ、被災者の話など)の開催</p> <p>イ 大規模地震への備え(耐震化・備蓄・早期避難)の啓発</p>
(6)	<p>その他業務目的を達成する有効な手段等があれば提案すること。</p>	

#### 4 企画提案・業務実施に当たっての留意事項

##### (1) 防災の日フェアなどのイベントの運営

防災の日フェアについては、別途県が依頼するイベント運営企画業者と調整の上、3(1)のイベントの企画、運営、広報を行うこと。

3(2)で開催するイベントは、別紙を参考に、工夫を凝らした提案を行うこと。

なお、3(2)のイベントの開催地は、宮崎県が市町村に対し希望を取る。

イベントの特性に応じて、防災関係機関を絡めた企画の提案を行うこと。

関係機関との連絡調整は、委託契約後に危機管理課を含めて行う。

##### (2) 広報について

広報の方法については、基本的に受託業者の提案事項とするが、テレビCM、ラジオCMを提案する場合は、既存のCMを活用することや、できるだけ対象を絞った啓発、周知を行い、費用対効果を上げること。

テレビ・ラジオCMにとらわれず、新しい広報手段を提案すること。

##### (3) 事業費見積もり

費用対効果、法令や環境、安全に配慮するように努めること。

##### (4) 納期

成果品の納期については、別途協議の上、決定すること。

#### 5 その他

(1) 成果物についての権利は県に帰属するものとし、電子データは、県へ提出すること。

(2) 制作、実施に当たっては、県と十分に連絡を取りながら行うこと。

(3) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。

(4) 集客を伴うイベントを実施する場合は、感染症対策を行うこと。